

人を大切にするビジネスゲーム ファシリテーター基本規約

本規約は、一般社団法人 人を大切にするビジネスゲーム推進協議会（以下、「当協議会」という。）が主宰する教育事業（以下、「本事業」という。）における当協議会と後記の「ビジネスゲームファシリテーター」署名欄に署名した者（以下、「ファシリテーター」という。）との間の契約関係に適用する。

（個別契約との関係）

第1条 本規約は、当協議会とファシリテーターとの間の本事業に関する基本的なルールを規定するものとし、当協議会とファシリテーターとが本規約とは別の書面により、本規約の条項と競合する内容の条項を定めたときは、その別の書面の約定が優先する。

（本資格の付与）

第2条 次に掲げる全ての要件を満たした場合、当協議会による人を大切にするビジネスゲームファシリテーター資格（以下、「本資格」という。）の付与の効力が生じるものとする。

(1) 当協議会が主宰する人を大切にするビジネスゲームファシリテーター講座の受講を修了し、認定試験に合格をすること。なお、当該講座の開催の要項、講座の内容、修了の要件、各級の認定試験の要件、試験内容等については、当協議会が別に定める規定によるものとする。

(2) 本規約に同意をすること。

(3) その他、当協議会が別に指定した要件がある場合はその要件を満たすこと。

2 本規約の効力が終了した場合、本資格の付与の効力は喪失するものとする。

（有効期間と更新）

第3条 本規約の効力の有効期間は、ファシリテーターが前条第1項により本資格の付与を受けた日から2度目に訪れる3月31日までとし、更新をすることができるものとする。更新後の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、その後もまた同様とする。

2 ファシリテーターが、次に掲げる全ての要件を満たした場合、本規約の効力は自動で更新されるものとし、ファシリテーターは本資格の付与を受け続けるものとする。

(1) 別表の通り更新後の年会費として当協議会が別に定める額（消費税別）を更新の日から1か月前までに、当協議会に対して支払うこと。

(2) ファシリテーターのスキルを維持、向上する等の目的で当協議会が研修を開催する場合は、当該研修を受講し修了すること。

(3) 更新の日から1か月前までに、当協議会より本規約に基づく契約関係を更新しない旨の通知を受けていないこと。

(4) 本規約に違反していないこと。

(5) 次項の異議を述べていないこと。

3 更新の日から1か月前までに、当協議会が、ファシリテーターに対して更新後の規約内容を変更する旨及び変更後の規約内容を通知した場合において、ファシリテーターが当協議会に対し、当該通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、更新後の規約内容は当該変更内容どおりに変更されたものとみなす。

4 前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前と同一とする。

（ファシリテーターの権利）

第4条 ファシリテーターは当協議会より本資格の付与を受けた場合の権利は、別表の通りとする。

- (1) 当協議会の企画、制作する人を大切にすることをビジネスゲーム（以下、「ゲーム会」という。）を、自ら主催しファシリテーターを務める権利。但し、主催できる「ゲーム会」は、別表の中で該当講座を受講したもののみとする。
- (2) 以下の呼称を肩書きとして使用する権利。
 - ①人を大切にすることをビジネスゲームファシリテーター
 - ②一般社団法人を大切にすることをビジネスゲーム推進協議会認定
ビジネスゲームファシリテーター
- (3) 当協議会の保有するロゴを当協議会が別に定める用法に従い使用する権利。
- (5) その他当協議会が別に定める権利がある場合はその権利。

(ゲーム会の開催)

第5条 ファシリテーターが前条の規定に基づき、ゲーム会を主催しファシリテーターを務める場合においては、次の各号に掲げる規定に従うものとする。

- (1) ゲーム会を開催する会場の確保、受講者からの受講申込みの受付、開催当日の運営その他開催するために必要な業務は全てファシリテーターが行うものとする。
- (2) 前号にかかわらず、受講料、教材費その他受講者から受領する額（以下、「受講料等」という。）の入金、入金管理等の業務は、ファシリテーターが行うものとする。
- (3) 第1号に規定するゲーム会を開催する会場の確保、受講者からの受講申込みの受付等の講座を開催するために必要な業務について、ファシリテーターが希望する場合、当協議会又は当協議会が指定した企業がその業務を代行することができるものとする。
- (4) ファシリテーターが主催するゲーム会の内容は当協議会が企画、制作した内容でなければならず、使用するテキスト等の教材がある場合は、全て当協議会が指定したものに限定する。
- (5) ゲーム会の受講料等は、当協議会が別に定める金額を参考に決めることとする。なお、当該額に変更があった場合は、当協議会はファシリテーターに対し、その旨及び変更後の金額を通知するものとする。
- (6) ファシリテーターは、ゲーム会の主催に関する手順について、当協議会が別に定める手順書等の規定に従うものとする。
- (7) ファシリテーターは、当協議会に対し、ゲーム会の開催日（講座が2日以上に亘る場合はその最初の日をいう。以下、同じ。）から起算して1週間後までに、当協議会の指定する様式及び方法により所定の事項を報告しなければならない。
- (8) ファシリテーターは、ゲーム会の受講者より受講料等として受領した額（消費税別とし、以下「受講料等」という。）を、別表に掲げる表に規定した配分により、各費用の受領者に分配するものとする。当該支払いの時にかかる振込手数料等の支払い費用は、ファシリテーターの負担とする。
- (9) ファシリテーターが他のファシリテーターと共同でゲーム会を主催した場合、ファシリテーターは、その共同で主催した他のファシリテーターと共に、第8号の受講料のうち「ファシリテーターが受領する費用」の「受領する額」の按分額及び支払い方法を事前に取り決め、当協議会に報告してください。
- (10) ファシリテーターが主催するゲーム会にファシリテーターのサポートを行うスタッフ（以下「サポートスタッフ」という。）を参加させる必要がある場合は、事前に当協議会に報告してください。この場合、当該サポートスタッフにも本規約を適用するものとする。
- (11) ファシリテーターは、当協議会の事前の同意がある場合を除き、ファシリテーターの主催するゲーム会内において、当該講座の受講者に対し、ファシリテーター又は第三者の商品・サービスの紹介、購入の勧誘及び販売をしてはならない。
- (12) ファシリテーターはゲーム会を主催する会場内に、聴講生、オブザーバーその他い

かなる名目をもってしても、受講者及び当該受講者の関係者（以下「受講関係者」という。）以外の者を立ち入らせる場合は、事前に当協議会に報告してください。ただし、当協議会が認める者を除く。

- (13) ファシリテーターは、ゲーム会の受講者及び受講関係者から要望、クレーム等を受けた場合は、その内容及び対応の内容を当協議会に対し速やかに報告をしなければならない。
- (14) ファシリテーターは、ゲーム会の内容について動画撮影又は音声録音をする場合は、本規約第12条及び第19条を遵守して行うものとする。また、ファシリテーターは、受講者及び受講関係者がゲーム会の内容について動画撮影又は音声録音をする場合に対しても、本規約第12条及び第19条の内容を遵守するよう徹底する。ただし、当協議会が認めた場合及びファシリテーターが自らの能力向上のため、個人で視聴する目的である場合はこの限りでない。
- (15) 当協議会は、いつでも、ファシリテーターの主催するゲーム会の開催場所に立ち入り、講座の内容を確認することができるものとする。
- (16) ファシリテーターが本条により生じる義務に違反した場合、当協議会はファシリテーターに対し、直ちにその主催するゲーム会の開催の中止を求めることができる。その中止により講座の受講者において損害を生じた場合は、全てその賠償はファシリテーターにおいてなすものとし、ファシリテーターは当協議会に対し求償はできない。
- (17) ファシリテーターは、自ら主催するゲーム会に、次の各項目のいずれかに該当する者を参加させてはならない。
 - ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）。
 - ② 企業の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力である場合、当該企業、その役員及び構成員（当該企業の従業員を含む。）。
- (18) 人を大切にするビジネスゲーム ファシリテーター受講規約、個人情報の取扱い規定その他ファシリテーターと受講者との間との取り決めに関する規定については、当協議会が別途用意する規定の雛形を用いるものとし、当協議会の事前の同意がある場合を除き、独自の取り決めをしてはならない。
- (19) 前各号の他、ファシリテーターが遵守すべき事項（活動倫理、行動規範を含むがそれらに限られない。）については、当協議会が別に定める規定がある場合にはそれに基づくものとし、ファシリテーターはその規定を遵守してゲーム会を主催しファシリテーターを務めなければならない。

(通知の方法)

第6条 当協議会からファシリテーターに対する通知の方法は、Eメールによる方法その他当協議会が定める方法をもってする。

(変更の届出)

- 第7条 ファシリテーターは、当協議会へ伝えたその氏名、住所、Eメールアドレス、電話番号、その他の個人に関する情報に変更が生じた場合には、その変更があった時から1週間以内にその旨及び変更後の内容を当協議会に対して通知しなければならない。
- 2 当協議会は、ファシリテーターが前項の通知を行わなかったことによるファシリテーターの不利益についての責任を負わないものとする。
 - 3 第1項の通知を怠ったことにより、当協議会からファシリテーターに対する通知が到達しない場合、当該通知は通常到達すべき時期に到達したものとみなす。

(広告等)

第8条 ファシリテーターが、ゲーム会の広告や活動の広報（PR）を行う場合は、社会通念に照らし適切な方法をもってする。

- 2 ファシリテーターが当協議会名又はファシリテーター名をもって、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、Webメディア等に出演、掲載されようとする場合は、事前に当協議会にその旨を通知してください。
- 3 ファシリテーターが、ゲーム会の開催等の事業活動を行う場合において、チラシ等の広告物を作成する場合は、その広告物の内容について、事前に当協議会にその旨を通知してください。
- 4 前各項において、当協議会が不適切と判断した場合には、当協議会が事前に承諾した場合であっても広告や広報、出演、掲載の差し止め、中止を求めることができ、ファシリテーターは、当協議会から差し止め、中止を求める通知を受け取った場合には、その内容に従い差し止め又は中止の手続を行うものとする。
- 5 前項の規定により損害が生じた場合は、全てその賠償はファシリテーターにおいてなすものとし、ファシリテーターは当協議会に対し求償できないものとする。
- 6 その他、ファシリテーターがゲーム会の広告や活動の広報（PR）を行うにあたって遵守すべき事項について当協議会が別に規定を定める場合は、ファシリテーターはそれに従うものとする。

(委託等の禁止)

第9条 ファシリテーターは、当協議会の事前の同意がある場合を除き、ゲーム会を主催する場合に、そのファシリテーターを第三者に行わせてはならない。ただし、当該第三者が当協議会のファシリテーター等の資格の付与を受けた者である場合はこの限りでない。

(契約の地位)

第10条 ファシリテーターは、本規約から生じる一切の権利及び一切の義務並びに契約上の地位（本資格の付与を受けた地位を含む。）を第三者に譲渡することができない。

(類似的商標出願の禁止)

第11条 ファシリテーターは、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間が終了後5年の間は、当協議会の書面による事前の同意がある場合を除き、当協議会、当協議会の代表者、当協議会の代表者が主宰する別法人が設定の登録をした商標について、当該商標の全部又は一部の文字列、図形及び記号を含む商標をもって商標権の設定の登録の出願をしてはならないものとする。

(著作権の侵害禁止)

第12条 ファシリテーターが当協議会より受領したテキスト等の著作物（以下、「本著作物」という。）に関する著作権は当協議会及び当協議会の関連団体に帰属し、ファシリテーターは当協議会の事前の承諾がある場合を除き、当該著作権を侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。）を行ってはならない。但し、第4条に規定された権利に基づき、その権利の範囲内で当該著作権を使用する場合はその限りでない。

- (1) 本著作物の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
 - (2) 本著作物の内容を、自己又は第三者の著作物に掲載する行為
 - (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物を複製・改変等をして第三者に配布する行為
- 2 本著作物について、ファシリテーターがこれを引用して自らで著作物を制作してはな

らない。

(資格返上と再度の資格取得)

第13条 ファシリテーターは、当協議会に対して、2か月前に通知をすることにより、本資格を喪失することができる。

2 ファシリテーターは、前項その他の事由により、本資格を喪失した場合、当協議会に対して、既に支払った年会費、本事業に関する各講座の受講料、本資格の認定料、その他何らの返還の請求もできず、本規約から生ずる一切の権利を喪失するものとする。

(資料・情報等の返還)

第14条 ファシリテーターは本資格を喪失した場合、当協議会からファシリテーターとして活動するために受領した情報の一切を、当協議会に対し返却し、返却のできないものは破棄をした上で、その破棄に関する適切な証明書を当協議会に提出するものとする。

(禁止事項)

第15条 ファシリテーターは、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 当協議会の同意なく、ゲーム会その他講座の内容、テキスト、習得した技術等を第三者に対し開示すること（YouTube、facebook等のソーシャルメディアを利用してゲーム会にかかるノウハウ等を流出させた場合を含むがそれらに限られない。）。
- (2) ファシリテーターが主催するゲーム会の受講者、当協議会の主宰する各種講座の受講者、他のファシリテーター、その他当協議会の関係者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、その他商品又はサービスの購入の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む。）を行うこと。
- (3) ファシリテーターの資格名、ゲーム会及び当協議会が主宰する講座において習得した知識、ノウハウ等をもって、関係諸法令に違反する行為（営業行為、施術等を含み、それらに限られない。）を行うこと。
- (4) その他当協議会が別に定める禁止行為がある場合はその行為

(解除と資格の喪失)

第16条 ファシリテーターが次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、当協議会は本規約に基づく契約関係を解除し、ファシリテーターの本資格を喪失させることができる。

- (1) 前条に規定する禁止行為を行った場合
- (2) 本規約、当協議会が別に定める規定又は法令に違反した場合
- (3) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (4) 本規約及び当協議会が別に定める規定等により通知をすべき事項について、通知を怠り又は虚偽の通知をした場合
- (5) ファシリテーターとしての品位を欠き、相応しくない態度をし、又は相応しくない言動をした場合
- (6) 当協議会又は当協議会の関係者に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (7) 当協議会の事業活動を妨害する等により、当協議会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (8) 本資格の付与を受け続けることが妥当でない事由があると当協議会が判断した場合
- (9) 本資格の更新に関し、第3条第2項第1号の年会費を期日までに支払わず、当

協議会からの督促にも応じない場合
(10) ファシリテーターが死亡した場合

(競業禁止)

- 第17条 ファシリテーターは、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後2年の間は、当協議会の書面による事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業（認定講師を育成する事業、民間資格を発行する事業を含む。）を行ってはならず、本事業と同種又は類似の事業を行う者に対し、自己又は第三者の名をもっていかなる役務も提供してはならず、いかなる協力又は従事してはならない。
- 2 ファシリテーターは、当協議会の事前の同意がある場合を除き、人を大切にするビジネスゲームファシリテーター講座、ゲーム会その他の当協議会が企画、制作をする講座と類似する内容の講座、セミナー等を開催してはならない。

(秘密保持)

- 第18条 ファシリテーターは、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間が終了した場合においても、当協議会の書面による事前の同意がある場合を除き、当協議会によって開示された、もしくは本規約の履行ないし本事業に関する業務の遂行過程で取得した、当協議会固有の技術上、営業上その他事業の情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を本規約の目的以外に使用し、第三者に開示してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第19条 当協議会及びファシリテーターは自らが個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報取扱業者に該当する場合は、同法及び同法の関係法令並びに経済産業省の示す同法に関連する各種のガイドラインを遵守し、各々が別に定める利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を適正に取扱うものとする。
- 2 当協議会は、ファシリテーターよりゲーム会の受講者の個人情報を取得した場合、次の各号に掲げる目的の範囲内でこれを取り扱うものとする。
- (1) 当協議会への意見や感想をもらうため
 - (2) 市場調査、顧客動向分析その他、当協議会の経営及び運営上必要な分析を行うため
 - (3) 当協議会のマーケティング活動に利用するため
 - (4) 業務上必要な連絡をとるため
 - (5) その他当協議会のサービスを適切かつ円滑に提供するため

(損害賠償)

- 第20条 ファシリテーターは故意又は過失により当協議会に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負う。
- 2 ファシリテーターは、第12条（類似的商標出願の禁止）、第13条（著作権の侵害禁止）又は第18条（競業禁止）に違反した場合、当協議会に対し、違約金として金1億円を支払わなければならない。なお、当協議会の損害が違約金の金額を超える場合には、当協議会がファシリテーターに超過部分を請求することは妨げられない。
- 3 ファシリテーターは、第14条（資格返上と再度の資格取得）、第17条（解除解除と資格の喪失）により、本規約に基づく契約関係の解除又は本資格の喪失等の本規約の有効期間が終了した場合においても、本条第1項の賠償及び、前項の違約金は、ファシリテーターにおいてなすものとし、ファシリテーターは当協議会に対し求償することができない。

(当協会の免責等)

第21条 ファシリテーターが受講者その他第三者に対し損害を加えた場合においても、当協議会は、ファシリテーター及び第三者に対し何らの責任も負わず、ファシリテーターから一切の求償も受けないものとする。

2 ファシリテーターは、ゲーム会の受講者及びその所属する企業等の団体に対して旅行傷害保険等の当協議会から別に指定する各種保険への加入を促すことに努めなければならない。

(確認条項)

第22条 本資格の付与は、当協議会がファシリテーターに対して、ファシリテーターの事業における成果を何ら保障するものでなく、又、ビジネスゲームの開催を含めたファシリテーターの行う事業に関して一切の責任を負うものでないことを確認する。

2 当協議会とファシリテーターとは、独立した事業者であり、相互間に代理、雇用、共同経営、合弁等の関係がないことを確認する。

3 当協議会からファシリテーターに対する通知があった場合、ファシリテーターがその通知内容を覚知していないことによる不利益については、ファシリテーターに何らの事情があろうとも当協議会はその責任を負わないことを確認する。

4 当協議会は、本事業について、その存続の保障をするものではなく、ファシリテーターとの本規約から生じる契約が存続する限りにおいて、その責務を負うものであることを確認する。

(専属管轄)

第23条 本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、横浜簡易裁判所又は横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第24条 本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、協議の上、円滑に解決を図るものとする。

別表

1、人を大切にするビジネスゲーム ファシリテーター基本規約第3条第2項(1)における更新後の年会費の額
金10,000円

2、人を大切にするビジネスゲーム ファシリテーター基本規約第4条第1項(1)におけるファシリテーター資格において主催し、ファシリテーターを務めることができるゲーム会の範囲

★ゲーム名「人狼&人狼ゲーム」

3、人を大切にするビジネスゲーム ファシリテーター基本規約第5条第1項第8号におけるゲーム会の受講者より受講料等として受領した額(消費税別とし、以下「受講料等」という。)の配分

当協議会が別に定める規定によるものとする。